

中学校3年生・義務教育学校9年生及び保護者の皆様へ大切なお知らせです！

島根県教育委員会では、県立高校の生徒一人一台パソコンを活用した学びを推進します！



急激な情報化が進む中、高校卒業後の子どもたちが進学先や就職先でICTを活用することが日常となっています。そのため、ICTを使いこなす力、数ある情報の中から、早く、正しい情報を見つけ出し活用する力などを、在学中から培っていくことが大切です。

島根県教育委員会では、一人一台端末を用いたICTの活用により生徒の学びを深めるため、県立高校入学時にご家庭負担により、**県が斡旋するパソコン端末をご購入いただき**、生徒一人一台端末を活用した学びを推進していくこととしていますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

端末購入に係る支援があります (2、3は、令和7年秋以降に希望申請を受け付けます)

1 生徒用端末購入費助成 (2に該当しない全てのご家庭が対象)

個人負担により購入いただく全てのご家庭の負担を軽減するため、端末等購入経費の1/3相当額を助成します。

2 貸出用端末の配備

生活保護受給世帯や令和7年度県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円の世帯などで希望する生徒に対して端末を貸し出します。

3 タブレット奨学金制度 (2に該当しない全てのご家庭が対象、1との重複可)

一括支払ではなく、分割による支払を希望される全てのご家庭で端末等購入経費の無利子奨学金貸与制度が活用できます。(在学中に返済が必要です)

端末購入に関するQ&A

Q₁ すべての県立高校で同じ端末を個人購入するのですか？

A₁ すべての県立高校で統一の端末を購入していただきます。

Q₂ 卒業した兄姉の端末等を含め、すでに所有している端末やスマートフォンを学校で使用することができますか？

A₂ 使用することはできません。
生徒間で端末が異なることにより、授業で利用できるアプリケーションに差が出たり、端末保証の期間が異なること等から、トラブル発生時の対応が困難になるため、高校入学時に入学生全員の購入をお願いしています。

Q₃ 端末等購入経費はいくらになりますか？

A₃ 端末本体、タッチペン、端末3年保証、端末管理ツール(MDM)、保護バッグを1人あたりの統一購入パッケージとする予定です。ご負担額の詳細は、令和7年秋以降にお知らせします。
なお、令和7年度入学生については、端末等購入価格75,900円のうち、1/3相当額を県が補助し、50,600円のご家庭負担で購入していただきました。

Q₄ 経済的な事情で、端末を購入できない場合はどうすればよいですか？

A₄ 「生活保護受給世帯」や「令和7年度県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円の世帯」などのうち希望する生徒に対しては、貸出端末を準備します。ご家庭負担で購入する生徒が所持する端末と貸出端末は同一機種であり、外観も同じで、持ち帰り含め他の生徒と同様に活用いただけます。
なお、こちらの希望調査は、令和7年秋以降に実施する予定です。

Q₅ 分割支払はできますか？

A₅ 端末等購入経費の無利子奨学金貸与制度がありますので、分割支払を希望する方は活用してください。
なお、こちらの募集は、令和7年秋以降に実施する予定です。

Q₆ 家庭での通信料はだれが負担するのですか？

A₆ ご家庭で負担をお願いします。
なお、ご家庭に通信機器がない生徒については、学校から通信機器のみを貸し出しますが、この手続きは、入学後に各学校で行っていただきます。ただし、この場合における通信契約は各ご家庭でお願いします。

Q₇ 個人購入した端末が故障したら修理費用は発生しますか？

A₇ 故意に壊さない限りは物損故障も含めて保証期間内は無償で修理ができます。

県立高校における端末活用のイメージ動画を島根県公式YouTubeチャンネル(しまねっこCH)に公開していますので、ご覧ください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLVv8S21p-5oIPzEc8CjESEbj5z1IWmJFJ>

QRコードから
ご覧いただけます



松江市からのお知らせ

松江市立皆美が丘女子高校についても令和8年度入学生から県立高校と同一の端末の購入が必要です。
なお、県立高校と取扱いが異なる点がございますので、詳細についてはホームページでご確認ください。

[URL]<https://minamigaoka-girls-hs.matsue.ed.jp/jhstudent/>

※こちらに関するお問合せは皆美が丘女子高校(0852-39-0216)へお願いいたします。

QRコードから
ご覧いただけます



ご購入いただいた端末は、「自分の端末」として、学校、家庭、地域でいつでも・どこでも学習機材として活用できます。
また、端末を手元に置き、自らが管理・活用することで、子どもたちの主体的な学びが進み、これからの社会で求められるICT活用能力の育成に繋がります。

個人負担による端末購入について、改めてご理解とご協力をお願いいたします。



お問
い
合
わ
せ
先

島根県教育庁教育連携推進課

TEL:0852-22-6428

Mail:ed-dx@pref.shimane.lg.jp

島根県教育庁教育連携推進課ホームページ

島根県教育庁教育連携推進課

検索

QRコードから
ご覧いただけます

